

藤沢市藤澤浮世絵館条例の施行期日を定める規則の制定について  
藤沢市藤澤浮世絵館条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

2016年（平成28年）6月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 制定する規則

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市藤澤浮世絵館条例の施行期日を定める必要による。

参 考

藤沢市藤澤浮世絵館条例 抜粋

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

藤沢市藤澤浮世絵館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市藤澤浮世絵館条例の施行期日を定める規則

藤沢市藤澤浮世絵館条例（平成28年藤沢市条例第46号）の施行期日は、平成28年7月16日とする。